

令和元年度

公社営埼玉型ほ場整備事業

上南地区

1 上南第 1 0 2 号

道水路工事 特記仕様書

工事場所 比企郡川島町大字上小見野地内ほか

契約の日から から

工 期

令和2年 2月28日 まで

公益社団法人埼玉県農林公社

(趣 旨)

第 1 条 この特記仕様書は埼玉県土木工事共通仕様書及び土木工事共通仕様書（農林水産省農村振興局制定）に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第 2 条 この特記仕様書は、比企郡川島町大字上小見野地内ほか 1上南第102号道水路工事に適用する。

(監督員の権限)

第 3 条 公益社団法人埼玉県農林公社建設工事請負契約約款、埼玉県土木工事共通仕様書及びこの特記仕様書による。

(工事の施工管理)

第 4 条 工事の施工管理は、埼玉県土木工事共通仕様書第1編1-1-28に規定する土木工事施工管理基準を適用するものとし、特に定めのない事項については、農林水産省農村振興局制定の土木工事施工管理基準によるものとする。

(疑 義)

第 5 条 工事の施工過程で生じた疑義は、監督員と現場代理人が協議を行い、解決するものとし、協議結果を書面により提出する。

(かし担保)

第 6 条 公益社団法人埼玉県農林公社建設工事請負契約約款第44条による。

(安全訓練等の実施)

第 7 条 本工事の施工に際し、現場に即した安全、訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、安全訓練等を実施するものとする。

また、安全訓練等の実施状況を報告するものとする。

(工事用地)

第 8 条 工事の施工上必要な用地は、受注者が確保するものとする。

なお、工事施工に必要な用地手当の経緯は、監督員に報告しなければならない。

(仮設、工法の指定)

第 9 条 特になし

(第三者に対する措置等)

第 10 条 本工事により損傷を来す恐れのあるものについては、事前に調査を行ってから、工事に着手するものとする。

- (監督員の立会い)
- 第11条 必要に応じて立会いを行う。
- (工事材料の品質、検査)
- 第12条 工事に使用する材料のうち、工場検査、材料試験、承諾書等の必要なものについては、別表のとおりとする。
- (その他)
- 第13条 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めなければならない。
- (県産木材の利用)
- 第14条 本工事においては、仮設の工事用防護柵や丁張等に使用する木材を含め、可能な限り県産木材を利用するよう努めなければならない。
- (工事コストの表示)
- 第15条 工事中標示板を掲示する工事について、その工事中標示板に工事請負金額を表示するものとする。
- (工事カルテ作成・登録)
- 第16条 請負者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は完成後(工事完成検査合格後)10日以内(いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く)に、訂正時は速やかに(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。
- 登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。ただし、単価契約の場合は、完成時に請負代金額の総額が500万円以上の工事を対象とし、竣工登録をおこなうものとする。
- また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。
- なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
- (公共事業労務費調査)
- 第17条 次のとおり公共事業労務費調査に協力するものとする。
- (1) 国土交通省及び農林水産省が実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要

な協力を行わなければならない。また、工事の工期経過後においても、同様とする。

(2) 調査票等を提出した後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

(3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

(4) 工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）が(1)～(3)と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(建設副産物)

第18条 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等を遵守し施工を行うものとする。

なお、建設副産物に関する詳細は、別添建設副産物仕様書によるものとする。

(排出ガス対策型建設機械)

第19条 本工事で使用する建設機械は、「排出ガス対策型建設機械」を原則とする。現場代理人は、排出ガス対策型建設機械を施工現場において使用する場合、建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

なお、現場において「排出ガス対策型建設機械」の使用が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

(公共事業歩掛調査)

第20条 公共事業歩掛調査の対象工事となった場合、受注者は調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力を行わなければならない。

(埼玉県電子納品対象工事)

第21条 本工事は、埼玉県電子納品対象工事とする。

成果品の一部または全部を電子データで納品した場合は、「埼玉県土木工事共通仕様書」の定めにかかわらず、同成果品の紙による提出を要しない。

(電子成果品の作成)

第22条 電子成果品は、「埼玉県電子納品運用ガイドライン(案)農村整備課版」に基づき作成する。

(電子成果品の提出)

第23条

電子成果品は、データを格納した電子媒体（CD-R）を正、副各1部提出する。

なお、電子成果品によらないものは、従来通り紙媒体で納品する。

**建設副産物仕様書**

（対象工事）

**第 1 条**

受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 1,000m<sup>3</sup>以上の土砂を搬入する工事
- ② 500t以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額 100 万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 1,000m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200t以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額 100 万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェスト A 票、B 2 票、D 票、E 票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D 票、E 票の写しを提出する。また、工事検査時には原本を提出しなければならない。

（建設発生土の搬入）

**第 2 条**

該当なし

（建設廃棄物の再資源化等）

**第 3 条**

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コ

ンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適切な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート廃材	(株)田端工業リサイクルセンター	川越市大字下小坂775-1
アスファルト	島村工業共同企業体	比企郡川島町大字釘無274
濁水	(株)エコ計画	比企郡嵐山町花見台12

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再資源化施設へ搬出すること。  
 なお、受注者の提示施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。  
 ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

2 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

## （再生資材の利用）

## 第 4 条

下記の再生資材を備考欄の部分に利用すること。

資材名	規格	備考
再生砂		
再生アスファルト混合物	密粒度アスコン13	
再生碎石	RC-40	
再生粒度調整碎石	RM-40	

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更対象とする。



## 舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

（趣 旨）

第 1 条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

（適 用）

第 2 条 この特記仕様書は、次の工事に適用するものとする。

工 事 名

工事箇所

（濁水の処理）

第 3 条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

- ・ 種類及び処理量
- ・ 中間処理施設
- ・ 処理方法

2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合は、事前に監督員と協議するものとする。

（共通事項）

第 4 条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。

3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。

4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

（提出書類等）

第 5 条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第 4 条第 3 項及び第 4 項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。

（その他）

第 6 条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として変更の対象としないものとする。

2 受注者は、バキューム式以外の工法（舗装版切断時に濁水を生じない等）を使用する場合においては、事前に発注者と協議するものとする。

3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

## 技術者等の専任及び工期の変更に関する特記仕様書

(趣 旨)

第 1 条 この特記仕様書は、現場代理人の常駐、主任（または、監理）技術者の専任及び工期の変更に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術者等の専任等)

第 2 条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は、仮設工事等が開始されるまでの期間）については、現場代理人の工事現場への常駐を要しないととも、主任（または、監理）技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。

(工期の変更)

第 3 条 請負契約の締結後、工事の進捗状況により、発注者と受注者が協議のうえ、工期を変更することができる。

工 事 概 要 表			地 区 名	上南地区
工 事 概 要	工 事 名	道水路工事	工事番号	1上南第102号
	工 事 量	道路工 L=580.6m 管水路工 L=766.3m		
	工 事 場 所	比企郡川島町大字上小見野地内ほか		
	工 期	契約の日から から 令和2年 2月28日 まで		
	設 計 金 額	円	予算科目内訳	
概 要 図	<p>The map shows the project area in Kawasumi Town, including locations like 市野川, 前河内, 市野川大橋, 安楽寺, 上小見野, 下小見野, 川島町, 谷中, 梅ノ木, 虫塚, 北園部, 上小見野, 鳥羽井, 一本木, 戸守, 神社, 古凍, and 市野川. The project area is highlighted in red.</p>			
設 計 諸 元	工 事 名	1上南第102号 道水路工事		
	道 路 工	既設舗装撤去工	1.0	式
		既設構造物撤去工	1.0	式
		作業土工	1.0	式
		道路整備工	1.0	式
		既設道路復旧工	1.0	式
		As舗装仮・本復旧工	1.0	式
		区画線工	1.0	式
		附帯工	1.0	式
	水 路 工	管体工 (φ100・φ150)	1.0	式
弁設置工		1.0	式	
給水栓設置工		1.0	式	
道路横断工		1.0	式	
摘 要				



別表 工場検査、材料試験及び承諾書等の必要な材料等 ○印は実施

NO.1

材 料 名	規 格	承 諾 書	受注者		発注者	提出図書	備 考
			材料検査	工場検査	工場検査		
弁 籠	φ 600鉄蓋・本塊・低版・調整部材含む(空気弁用)	○				関係図書一式	
県型側溝蓋	車道 390×100×600mm	○				"	
内 蓋	塩ビ製 φ 200	○				"	
給水栓柵	500×500×350/500 (低版含む)	○				"	
給水栓	丸形ハンドルTS φ 50 (吐水口含む)	○				"	
コンクリート板	700×700×100	○				"	
埋設シート	150mm	○				"	
フランジ付T字管	φ 100×75 合成樹脂塗装	○				"	
両フランジ短管	φ 75・7.5k(鑄鉄製)	○				"	
弁籠(鉄蓋含む)	外ネジ式H=80内外 伸縮率40cm	○				"	
弁籠用座台	径580mm H=90mm	○				"	
フランジ接合品	SU304 RF7.5k φ 75用	○				"	
遠心力鉄筋コンクリート管	B型 外圧1種 径600	○				"	
T字管(TSチース)	φ 150×150 φ 150×100	○				"	
十字管(FRP製)	φ 100×100 離脱防止機能付	○				"	
T字管(FRP製)	φ 200×100 離脱防止機能付	○				"	
硬質ポリ塩化ビニル管	VP径50・75	○				"	
硬質ポリ塩化ビニル管	VU径75	○				"	
硬質ポリ塩化ビニル管	VP径100・150TSスリーブ付	○				"	
硬質ポリ塩化ビニル管	VU径100・150TSスリーブ付	○				"	
農業用水用硬質ポリ塩化ビニル管	VU径100・150RR片受直管	○				"	
農業用水用硬質ポリ塩化ビニル管	VP径100・150RR片受直管	○				"	
水道用硬質ポリ塩化ビニル管	チースA形100×75	○				"	
水道用硬質ポリ塩化ビニル管	45° ベントB形径100・150	○				"	







事業名	公社菅埜玉型ほ場整備事業 上南地区
工事名	1上南第102号道水路工事

工事別工事名: 1上南第102号道水路工事

項目名	数量	単位	金額	備考
1 工事価格	1.000	式		
2 ・工事原価	1.000	式		
3 純工事費	1.000	式		
4 ・ ・ 直接工事費	1.000	式		
5 ・ ・ ・ 直接工事費（仮設工を除く）	1.000	式		
6 ・ ・ ・ 直接工事費（仮設工）	1.000	式		
7 ・ ・ 間接工事費	1.000	式		
8 ・ ・ ・ 共通仮設費	1.000	式		
9 ・ ・ ・ ・ 運搬費～管繕費等				
(4) × ((標準値*補正值)*補正值*補正值)		%		
10 ・ ・ ・ ・ 技術管理費	1.000	式		
11 ・ ・ ・ 現場管理費				
(4+8) × ((標準値*補正值)*補正值*補正值+補正值+補正值)		%		
12 ・ 一般管理費等				
(4+7) × (標準値*補正值+保証費率)		%		
13 処分費等（直接工事費の内数）	1.000	式		
14 法定福利費概算額(工事価格の内数)				
(1) × 標準値		%		

事業名 公社宮崎玉型ほ場整備事業 上南地区

工事名 1上南第102号道水路工事

工事別工事名: 1上南第102号道水路工事

工種名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費（仮設工を除く）内訳				
直接工事費（仮設工を除く）	1.000	式		
・既設舗装版撤去工	1.000	式		
・ 一次工程	1.000	式		
・ 二次工程	1.000	式		
・ 舗装版切断濁水運搬・処分費	1.000	式		
・既設構造物撤去工	1.000	式		
・ 既設構造物撤去工 既設暗渠	1.000	式		
・作業土工	1.000	式		
・ 支線 管水路整備・町道1423号線整備	1.000	式		
・ 支線 管水路整備	1.000	式		
・ 支線 管水路整備・町道1422号線 整備	1.000	式		
・ 町道1422号線 整備	1.000	式		
・ 支線 管水路整備・町道1421号線整備	1.000	式		
・ 支線 管水路整備	1.000	式		
・管体工	1.000	式		
・ 硬質ポリ塩化ビニル管布設工 100mm	1.000	式		
・ 硬質ポリ塩化ビニル管布設工 150mm	1.000	式		
・ 配管材料	1.000	式		
・弁設置工	1.000	式		
・ 制水弁	1.000	式		
・ 空気弁	1.000	式		
・給水栓設置工	1.000	式		
・ 新設区間	1.000	式		
・ 既設区間	1.000	式		
・給水栓設置工 【単独費】	1.000	式		
・ 新設区間	1.000	式		
・ 既設区間	1.000	式		
・道路整備工	1.000	式		
・ 単独費】町道路盤工 路盤工（1層）	1.000	式		
・ 擦付舗装工 表層工・路盤工（1層）	1.000	式		
・ 道路横断工	1.000	式		
・ 附帯工	1.000	式		







事業名	公社宮崎玉型ほ場整備事業 上南地区
工事名	1上南第102号道水路工事

工事別工事名: 1上南第102号道水路工事

名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費(仮設工を除く)					
・既設舗装版撤去工					
・一次工程	1.000	式			
舗装切断工 As,t 15cm	156.600	m			歩A・単A B単 1号
舗装版取壊工 As,t 10cm・直接掘削積込	125.380	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 2号
アスファルト殻運搬 DT4t・L=7.0km以下	6.260	m <sup>3</sup>			歩A・単A B単 3号
アスファルト廃材処分費	6.260	m <sup>3</sup>			歩A・単A B単 4号
合 計					
・二次工程	1.000	式			
舗装切断工 As,t 15cm	167.940	m			歩A・単A B単 5号
舗装版取壊工 As,t 10cm・直接掘削積込	351.100	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 6号
アスファルト殻運搬 DT4t・L=7.0km以下	17.560	m <sup>3</sup>			歩A・単A B単 7号
アスファルト廃材処分費	17.560	m <sup>3</sup>			歩A・単A B単 8号
合 計					
・舗装版切断濁水運搬・処分費	1.000	式			
アスファルト切断濁水運搬	1.000	式			歩A・単A B単 9号
アスファルト切断濁水処分費 t=5cm:0.13m <sup>3</sup> /100m	1.000	式			歩A・単A B単 10号
合 計					
・既設構造物撤去工	1.000	式			
・既設構造物撤去工 既設暗渠	1.000	式			
HP 200mm L=2.0m	1.000	式			歩A・単A B単 11号
HP 300mm L=2.0m	1.000	式			歩A・単A B単 12号
HP 400mm L=2.43m	1.000	式			歩A・単A B単 13号
コンクリート殻運搬 DT4t・L=10.0km以下	1.000	式			歩A・単A B単 14号
コンクリート廃材処分費	1.000	式			歩A・単A B単 15号
合 計					
・作業土工	1.000	式			
・支線 管水路整備・町道1423号線整備	1.000	式			
町道1-2号線 標準:As 100mm	4.200	m			歩A・単A B単 16号
町道1423号線 横断:E-E	88.000	m			歩A・単A B単 17号
町道1424号線 標準:As 100mm	5.100	m			歩A・単A B単 18号
町道1423号線 横断:D-D	170.100	m			歩A・単A B単 19号
町道1405号線 標準:As 100mm	4.600	m			歩A・単A B単 20号
合 計					
・支線 管水路整備	1.000	式			
町道1-2号線 標準:As 150mm	5.000	m			歩A・単A B単 21号
町道1-2号線 横断:G-G	73.600	m			歩A・単A B単 22号
合 計					
・支線 管水路整備・町道1422号線 整備	1.000	式			
町道1422号線 横断:F-F	48.300	m			歩A・単A B単 23号
町道1424号線 標準:As 100mm	5.100	m			歩A・単A B単 24号
合 計					
・町道1422号線 整備	1.000	式			

事業名	公社管埼玉型ほ場整備事業 上南地区
工事名	1上南第102号道水路工事

工事別工事名: 1上南第102号道水路工事

名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
町道1422号線 横断: C-C	162.700	m			歩A・単A B単 25号
合 計					
・支線 管水路整備・町道1421号線整備	1.000	式			
町道1424号線 横断: H-H	59.000	m			歩A・単A B単 26号
町道1420号線 横断: I-I	77.300	m			歩A・単A B単 27号
町道1421号線 横断: A-A	111.500	m			歩A・単A B単 28号
合 計					
・支線 管水路整備	1.000	式			
町道1405号線 横断: B-B	114.500	m			歩A・単A B単 29号
合 計					
・管体工	1.000	式			
・硬質ポリ塩化ビニル管布設工 100mm	1.000	式			
管体基礎工 100mm	744.000	m			歩A・単A B単 30号
管布設工(異形管含む) VP 100mm	133.500	m			歩A・単A B単 31号
管布設工(異形管含む) VU 100mm	612.800	m			歩A・単A B単 32号
合 計					
・硬質ポリ塩化ビニル管布設工 150mm	1.000	式			
管体基礎工 150mm	20.000	m			歩A・単A B単 33号
ハイクライ布設工(異形管含む) VP 150mm	5.000	m			歩A・単A B単 34号
ハイクライ布設工(異形管含む) VU 150mm	15.000	m			歩A・単A B単 35号
合 計					
・配管材料	1.000	式			
支線 管水路区間 【1】【4】【9】	1.000	式			歩A・単A B単 36号
支線 管水路区間 【2】【3】	1.000	式			歩A・単A B単 37号
支線 管水路区間 【5】	1.000	式			歩A・単A B単 38号
支線 管水路区間 【6】【7】【8】【11】	1.000	式			歩A・単A B単 39号
支線 管水路区間 【10】	1.000	式			歩A・単A B単 40号
合 計					
・弁設置工	1.000	式			
・制水弁	1.000	式			
制水弁設置工 ハクワイ弁 100mm	5.000	基			歩A・単A B単 41号
合 計					
・空気弁	1.000	式			
空気弁設置工 急速空気弁 25mm	2.000	基			歩A・単A B単 42号
合 計					
・給水栓設置工	1.000	式			
・新設区間	1.000	式			
管体基礎工 75mm、1.8m/個所	13.000	箇所			歩A・単A B単 43号
給水栓設置工 VP 50mm(吐水工含む)	13.000	箇所			歩A・単A B単 44号
保護樹設置工 コンクリート樹	13.000	箇所			歩A・単A B単 45号
合 計					
・既設区間	1.000	式			
作業土工 横断: C-C、1.8m/個所	6.000	箇所			歩A・単A B単 46号

事業名	公社宮崎玉型ほ場整備事業 上南地区
工事名	1上南第102号道水路工事

工事別工事名: 1上南第102号道水路工事

名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
管体基礎工 75mm、1.8m/個所	6.000	箇所			歩A・単A B単 47号
給水栓設置工 VP 50mm(吐水工含む)	6.000	箇所			歩A・単A B単 48号
保護樹設置工 2ヶ所-1樹	6.000	箇所			歩A・単A B単 49号
合 計					
・給水栓設置工 【単独費】	1.000	式			
・新設区間	1.000	式			
管体基礎工 75mm、1.8m/個所	10.000	箇所			歩A・単A B単 50号
給水栓設置工 VP 50mm(吐水工含む)	10.000	箇所			歩A・単A B単 51号
保護樹設置工 2ヶ所-1樹	10.000	箇所			歩A・単A B単 52号
合 計					
・既設区間	1.000	式			
作業土工 横断：C-C、1.8m/個所	1.000	箇所			歩A・単A B単 53号
管体基礎工 75mm、1.8m/個所	1.000	箇所			歩A・単A B単 54号
給水栓設置工 VP 50mm(吐水工含む)	1.000	箇所			歩A・単A B単 55号
保護樹設置工 2ヶ所-1樹	1.000	箇所			歩A・単A B単 56号
合 計					
・道路整備工	1.000	式			
・【単独費】町道路盤工 路盤工(1層)	1.000	式			
町道1423号線 15,B=3.09m	88.000	m			歩A・単A B単 57号
町道1423号線 15,B=3.09m	170.100	m			歩A・単A B単 58号
町道1422号線 15,B=3.09m	48.300	m			歩A・単A B単 59号
町道1422号線 15,B=3.09m	162.700	m			歩A・単A B単 60号
町道1421号線 15,B=3.09m	111.500	m			歩A・単A B単 61号
合 計					
・擦付舗装工 表層工・路盤工(1層)	1.000	式			
町道1423号線 -1 5-15	16.570	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 62号
町道1423号線 -2 5-15	15.600	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 63号
町道1423号線 -1 5-15	15.600	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 64号
町道1423号線 -2 5-15	15.580	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 65号
町道1422号線 -1 5-15	16.620	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 66号
町道1422号線 -2 5-15	15.700	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 67号
町道1422号線 -1 5-15	15.600	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 68号
町道1422号線 -2 5-15	15.600	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 69号
町道1421号線-1 5-15	16.670	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 70号
町道1421号線-2 5-15	15.570	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 71号
合 計					
・道路横断工	1.000	式			
鉄筋コンクリート管布設工 600	14.400	m			歩A・単A B単 72号
鉄筋コンクリート蓋板設置	18.000	枚			歩A・単A B単 73号
合 計					
・附帯工	1.000	式			
進入路工設置(出入口) 現地土利用・W=3.0m	27.000	箇所			歩A・単A B単 74号
【単独費】既設井戸処理工	2.000	箇所			歩A・単A B単 75号



事業名	公社宮崎玉型ほ場整備事業 上南地区
工事名	1上南第102号道水路工事

工事別工事名: 1上南第102号道水路工事

名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
【単独費】既設引込柱処理工	2.000	本			歩A・単A B単 76号
合 計					
・既設道路復旧工	1.000	式			
・・支線 管水路( 100) 路盤工(2層)	1.000	式			
町道1-2号線 C3:15-20	4.200	m			歩A・単A B単 77号
町道1424号線 C3:15-20	5.100	m			歩A・単A B単 78号
町道1405号線 C3:15-20	4.600	m			歩A・単A B単 79号
合 計					
・・支線 管水路( 150) 路盤工(2層)	1.000	式			
町道1-2号線 C3:15-20	5.000	m			歩A・単A B単 80号
合 計					
・・支線 管水路( 100) 路盤工(2層)	1.000	式			
町道1424号線 C3:15-20	5.100	m			歩A・単A B単 81号
合 計					
・・支線 管水路( 150) 路盤工(2層)	1.000	式			
町道1405号線 C3:15-20	114.500	m			歩A・単A B単 82号
合 計					
・As舗装復旧工	1.000	式			
・・支線 管水路整備 復旧	1.000	式			
町道1-2号線 C3:5	3.130	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 83号
町道1424号線 C3:5	4.070	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 84号
町道1405号線 C3:5	4.430	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 85号
合 計					
・・支線 管水路整備 復旧	1.000	式			
町道1-2号線 C3:5	3.190	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 86号
合 計					
・・支線 管水路整備 復旧	1.000	式			
町道1424号線 C3:5	4.070	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 87号
合 計					
・・支線 管水路整備 復旧	1.000	式			
町道1405号線 C3:5	106.490	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 88号
合 計					
・As舗装本復旧工	1.000	式			
・・支線 管水路整備 本復旧	1.000	式			
町道1-2号線 C3:5	9.520	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 89号
町道号線 C3:5	13.800	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 90号
町道1405号線 C3:5	15.520	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 91号
合 計					
・・支線 管水路整備 本復旧	1.000	式			
町道1-2号線 C3:5	9.580	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 92号
合 計					
・・支線 管水路整備 本復旧	1.000	式			
町道1424号線 C3:5	13.800	m <sup>2</sup>			歩A・単A B単 93号







## 1上南第102号 道水路工事 添付図面

図面番号	図 面 の 名 称	枚 数	備 考
1	位 置 図	1	
2	計 画 平 面 図	1	
3	計 画 標 準 横 断 図	1	
4	配 管 図	1	
5	標 準 構 造 図	1	
6	道 路 工 擦 付 舗 装 計 画 図	1	
7	道 路 舗 装 本 復 旧 計 画 図	1	
計		7	